

介護保険制度の改善を求める意見書

平成26年6月18日に医療・介護総合法が成立した。そして、その中の介護保険法改正では、要支援者の訪問介護と通所介護が、市町村の地域支援事業として平成29年4月までに移行することとした。また、一定所得以上の方の利用料負担を1割から2割に引き上げること、特別養護老人ホームの入所者を要介護3以上に限定することとした。

これらは、介護保険でのサービス利用や施設入所を制限するものであり、また、少ない年金で暮らしている高齢者により一層の負担を強いるものとなる。これらにより、一人暮らし高齢者のひきこもり、認知症の進行、家族介護の負担増などが心配される。

また、「新しい総合事業」の市町村の実施にあたっては、地域でのボランティア確保を含め、市町村格差や地域格差が生ずることが危惧される。

以上の趣旨から政府におかれては、以下の項目を緊急に実施されるよう強く要望する。

記

1. 介護要支援者に対して介護予防給付から外さないこと。
2. 介護利用料2割負担をやめること。
3. 特別養護老人ホームへの入所者を要介護3以上に限定しないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成26年12月17日

衆議院議長 殿
参議院議長 山崎正昭 殿
内閣総理大臣 安倍晋三 殿
財務大臣 麻生太郎 殿
総務大臣 高市早苗 殿
厚生労働大臣 塩崎恭久 殿

愛知県丹羽郡扶桑町議会